

財政制度等審議会の建議について

このたび財政制度等審議会から、財務大臣に対し平成21年度予算編成の基本的考え方についての建議がなされた。

この中で地方財政について、地方自治体の財政状況を判断する指標である実質公債費比率を用いて、国の財政状況の方が厳しいと一方的に断じている。

我々地方自治体は、赤字国債を発行できる国と違い、赤字地方債の発行に厳しい制約がある中、地域にとって不可欠な行政サービスを行うため、これまでも国を上回る人員の削減や独自の給与抑制など、懸命の歳出削減努力を重ねてきた。しかし、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大や近年の大幅な地方交付税の削減により、地方財政を取り巻く環境は益々厳しくなっている。

建議は、こうした地方の厳しい財政の現実や住民の暮らしの現状から目を背けており、地方に対する無用の誤解と不信感を惹起せしめるものである。

今後の地方税財政制度改革の方向性において、地方法人特別税の拡充に言及されているが、極めて問題がある。もとより地方法人特別税及び同譲与税は、閣議決定に明記され、その根拠法にも冠されているとおりあくまでも暫定措置に過ぎない。地方分権を進め、地方財源を充実するという我々の主張と大きな隔たりがあるということを指摘せざるを得ない。

また、道路特定財源については、一般財源化に当たり国の財政健全化に資する改革を実現すべき旨、述べられているが、閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の危機的な財政状況、国と異なり道路関連予算の約6割を一般財源と借入金で賄っている実態に鑑み、これまで以上の額を「地方枠」として確保することを強く求めるものである。

平成20年6月4日

全国知事会会長 麻生 渡